

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第5区分
 【発行日】令和7年2月28日(2025.2.28)

【国際公開番号】WO2022/186206
 【出願番号】特願2023-503866(P2023-503866)

【国際特許分類】

B 6 2 M 3/08(2006.01)
 A 4 3 B 5/14(2006.01)
 A 4 3 B 13/22(2006.01)

10

【F I】

B 6 2 M 3/08 B
 A 4 3 B 5/14
 A 4 3 B 13/22 A

【手続補正書】

【提出日】令和7年2月19日(2025.2.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クリートに着脱可能なペダルであって、
 ペダル基盤部と、

前記クリートに接続して前記ペダル基盤部の厚さ方向に延びる回転軸線を回転中心として前記クリートに対して相対回転を可能とするペダル回転接続部と、

前記回転軸線を回転中心として前記クリートと周方向に係脱可能に係合し少なくとも一部が前記周方向に延ばされたペダル係合爪部を有する複数のペダル係合部とを備え、

30

複数の前記ペダル係合部が、多角形の頂点を結ぶ位置に設けられており、前記多角形の内方領域に前記回転軸線が通され、
前記ペダル基盤部のうち前記ペダル係合爪部に対向する位置にペダル孔部が形成されているペダル。

【請求項2】

前記ペダル孔部が、前記ペダル係合部に対向する位置から前記回転軸線を回転中心とした回転方向の前方にわたって設けられており、前記クリートに設けられたクリート係合部が前記前方のペダル孔部の中に入って前記ペダル係合部と前記回転方向に係脱可能に係合するように構成されている請求項1に記載のペダル。

【請求項3】

40

前記ペダル基盤部の外縁部が、前記ペダル孔部とともに切り欠かれて構成されている請求項1または請求項2に記載のペダル。

【請求項4】

前記ペダル係合爪部が、前記ペダル基盤部に対して斜め上に傾斜して延ばされている請求項1から請求項3のいずれか一項に記載のペダル。

【請求項5】

クリートに着脱可能なペダルであって、
 ペダル基盤部と、

前記クリートに接続して前記ペダル基盤部の厚さ方向に延びる回転軸線を回転中心として前記クリートに対して相対回転を可能とするペダル回転接続部と、

50

前記回転軸線を回転中心として前記クリートと周方向に係脱可能に係合する複数のペダル係合部とを備え、

複数の前記ペダル係合部が、多角形の頂点を結ぶ位置に設けられており、前記多角形の
内方領域に前記回転軸線が通され、

前記ペダル回転接続部が、磁力により前記クリートに吸着した状態で前記クリートに対して
相対回転可能であるペダル。

【請求項 6】

ペダルに着脱可能なクリートであって、

クリート基盤部と、

前記ペダルに接続して前記クリート基盤部の厚さ方向に延びる回転軸線を回転中心とし
て前記ペダルに対して相対回転を可能とするクリート回転接続部と、 10

前記回転軸線を回転中心として前記ペダルと周方向に係脱可能に係合し少なくとも一部
が前記周方向に延ばされたクリート係合爪部を有する複数のクリート係合部とを備え、

複数の前記クリート係合部が、多角形の頂点を結ぶ位置に設けられており、前記多角形
の内方領域に前記回転軸線が通され、

前記クリート基盤部のうち前記クリート係合爪部に対向する位置にクリート孔部が形成さ
れているクリート。

【請求項 7】

前記クリート回転接続部は、内面が円周面または多面角面とされたクリート回転接続周
壁部を備え、前記クリート回転接続周壁部の内方に前記ペダルが配されて前記円周面また
は前記多面角面が前記ペダルの回転を案内するように構成されている請求項 6 に記載のク
リート。 20

【請求項 8】

ペダルに着脱可能なクリートであって、

クリート基盤部と、

前記ペダルに接続して前記クリート基盤部の厚さ方向に延びる回転軸線を回転中心とし
て前記ペダルに対して相対回転を可能とするクリート回転接続部と、

前記回転軸線を回転中心として前記ペダルと周方向に係脱可能に係合する複数のクリ
ート係合部とを備え、

複数の前記クリート係合部が、多角形の頂点を結ぶ位置に設けられており、前記多角形
の内方領域に前記回転軸線が通され、 30

前記クリート回転接続部が、磁力により前記ペダルに吸着した状態で前記ペダルに対して
相対回転可能であるクリート。

【請求項 9】

請求項 1 から請求項 5 のいずれか一項に記載のペダルと、

請求項 6 から請求項 8 のいずれか一項に記載のクリートと

を備えるペダルシステム。

【請求項 10】

請求項 1 から請求項 5 のいずれか一項に記載のペダルと、

前記ペダルが設けられる自転車本体部と 40

を備える自転車。